

男鹿市プレミアム付商品券取扱について

10月1日（火）から、男鹿市プレミアム付商品券の販売となります。
加盟店の具体的取扱内容等についてお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。それぞれの加盟店が商品券を有効に活用し、販売促進に努めて下さいますようお願ひします。

【商品券の内容】

1.男鹿市プレミアム付商品券

額面1,000円の商品券5枚（1セット）を対象世帯の申請に基づき
4,000円で販売します（最大購入セット数は5冊）。

※購入には男鹿市市民福祉部福祉課から発行されるプレミアム付商品券
購入引換券が必要となります。

2. 販売日・場所・時間

①男鹿市プレミアム付商品券

販売期間：令和元年10月1日（火）から令和2年2月28日（金）

販売場所：市内郵便局13箇所

販売時間：午前9時～午後5時（昼の時間帯でも販売します）

（土日祭日は休み）

- 商品券は令和2年2月28日までの販売期間ですが、プレミアム付商品券は発行冊数46,500冊に達し次第販売終了となります。
- お買物が額面を下回ってもお釣りは出さないで下さい。額面以上のお買物をすすめて下さい。
- 各種商品券・ピール券・図書券・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いもの、ゴミ袋の購入やたばこ事業法第2条第一項第3号に規定する製造たばこの購入や医療・福祉・金融・郵便局での利用もできません。又、現金とのお引き換えも出来ません。
- 各取扱加盟店において商品券利用不可の商品がある場合は店舗内に適宜表示して下さい。
- 利用期限は令和2年2月29日（土）。（期日を過ぎたものは無効となります）
- 商品券裏面の取り扱い加盟店欄に記載等のあるものは使えません。

【商品券の換金・清算】

1. 加盟店でお客様が利用された商品券は、商品券裏面の取扱店欄に事業所名を記入又はゴム印を押印の上、振込口座を登録した金融機関の店舗へ持参下さい。
※口座を登録した金融機関の店舗以外の店舗では、換金できませんのでご注意ください。
2. 換金の際には、同封している「換金請求書」に記入の上、商品券と一緒にお出し下さい。（商品券受領書を発行します。）
3. 清算は1日～15日までの受付分を当月末日、16日～月末までの受付分を翌月15日に指定の口座へ振込いたします。（休日の場合翌営業日）の振込となります。換金手数料・振込手数料は一切かかりません。
4. お客様が利用する商品券の利用期限は、令和2年2月29日（商品券表示）となりますが、加盟店が銀行で換金する最終期限は、令和2年3月5日（木）までとなります。（換金期限が過ぎると換金できなくなりますので早めの手続きをお願い致します。）

【不正防止】

1. 加盟店は、使用された商品券の再使用は出来ません。
2. 加盟店は個人での商品券購入は自由ですが、いち消費者として他事業所で利用することが原則です。商品仕入や買掛金決済などには使用しないで下さい。
3. 利用期日を過ぎた商品券は、絶対に取り扱わないで下さい（商品券に利用期限表示）。また、お客様が利用した商品券の請求最終期限も守って下さい。
（令和2年3月5日までの請求受付分となります。）
4. この商品券事業は、市の委託を受け実施するものです。不正な使用は絶対にあってはならない事ですので、加盟店の十分な配慮をお願い致します。
5. 商品券の真贋の見極めは取扱加盟店でご確認をお願い致します。番号の無いものや判別できないもの及び不正商品券の換金はいたしません。

【その他】

- ①男鹿市共通商品券を利用できる店舗の目印として、取扱店ポスター並びにのぼりの掲示をお願いします。
- ②換金請求書は銀行窓口及び男鹿市商工会に準備しておりますのでお申し出下さい。
- ③チラシが必要な場合は男鹿市商工会までご連絡下さい。

不明な点については、男鹿市商工会へ問合せ下さい。

（連絡先 lp 電話/050-3775-7150 Tel/0185-24-4141）

令和元年9月12日

男 鹿 市 商 工 会